

スプリアス発射及び不要発射の強度確認届出書

総合通信局長（沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。）殿

平成 年 月 日

免許人

代理人

無線設備規則の一部を改正する省令（平成 17 年総務省令第 119 号）附則第 3 条第 1 項の規定の適用を受けている無線設備について、

ア スプリアス発射及び不要発射の強度を測定した

イ 無線設備の製造業者等においてスプリアス発射及び不要発射の強度を測定したものと同一型式のものである

ので、下記のとおり現在の無線設備規則の基準に合致することを届け出ます。（ア又はイのいずれかに ）

(1) 対象局

	無線局の種別	免許番号	識別信号	装置番号	製造者名	型式又は名称	検定番号	技術基準適合証明番号	製造番号	製造年月
1										
2										

周波数等			
周波数	電力 (dBm)	電波の型式	占有周波数帯幅

一つの無線局で複数の装置や周波数がある場合は、複数行に分けて記載。

(2) 使用測定器及び測定者（イの場合にあっては記載不要。）

測定器名	製造者名	型式	製造番号	較正年月	較正機関名	備考	測定者	連絡先	備考

(3) 測定結果（イの場合にあっては記載不要。）

	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度			スプリアス領域における不要発射の強度			測定日	備考
	測定周波数	基準値	測定値	測定周波数	基準値	測定値		
1								

(1) の行番号と対応させること。